

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 10 月 1 日

株式会社福井銀行

株式会社福邦銀行

株式交換に係る事後開示書面

2024年10月1日

福井県福井市順化一丁目1番1号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 長谷川 英一

福井県福井市順化一丁目6番9号
株式会社福邦銀行
取締役頭取 湯浅 徹

株式会社福井銀行（以下「福井銀行」といいます。）及び株式会社福邦銀行（以下「福邦銀行」といいます。）は、2024年5月10日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、福井銀行を株式交換完全親会社、福邦銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年10月1日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った福邦銀行の株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

福邦銀行は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2024 年 5 月 31 日付及び 2024 年 9 月 2 日付で福邦銀行の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる福井銀行の商号及び住所を通知いたしましたところ、会社法第 785 条第 1 項の規定により株主 1 名（株式数合計 5,000 株）より福邦銀行に対して株式の買取りが請求されました。買取価格については現在協議中です。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

福井銀行は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2024 年 5 月 11 日付で福井銀行の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる福邦銀行の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社（福井銀行）に移転した株式交換完全子会社（福邦銀行）の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 27,208,316 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 福井銀行は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した福井銀行の株主の有する議決権の数は 0 個であり、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(2) 福邦銀行は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 6 月 19 日開催の定時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 福井銀行は、本株式交換に際して、本株式交換により福井銀行が福邦銀行の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における福邦銀行の株主（ただし、後記（5）に記載の福邦銀行の自己株式が消却された後の株主をいい、福井銀行を除きます。）に対し、福邦銀行の普通株式に代わり、その保有する福邦銀行の普通株式数の合計に 0.038 を乗じた福井銀行の普通株式を割当交付いたしました。なお、福井銀行が割当交付した普通株式の数の合計は 1,033,916 株です。

(4) 本株式交換により増加した福井銀行の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ①資本金 金 0 円
- ②資本準備金 会社計算規則に従い福井銀行が別途定める金額
- ③利益準備金 金 0 円

(5) 福邦銀行は、基準時の直前時において福邦銀行が保有する自己株式の全部を、2024 年 9 月 12 日開催の取締役会の決議により、当該直前時において消却いたしました。

以 上